

春江中学校の学校生活 (生徒心得)

福井県坂井市立春江中学校

〒919-0412

福井県坂井市春江町江留中15-15

TEL0776-51-0188

年 組 番 氏名

春江中学校訓

賢く … 進んで学び、高い知性と創造性を身につける
正しく … 規律を守り、礼儀正しく情操を豊かにする
逞しく … 心身を鍛え、ねばり強くたくましく生きる

校訓には、春江中学校で学ぶ生徒のみなさんに「賢く 正しく 逞しく」社会で生きる力を身につけてほしいという願いが込められています。

この願いが達成できるように、中学生らしく学習の充実につとめ、明るく健全で規律正しい学校生活を送ることができるよう心がけましょう。

一日の生活

★令和7年度の日課（水・金）

生徒玄関解錠	7：50～8：05
朝読書	～8：15
朝の会	8：15～8：25
1限目	8：35～9：25
2限目	9：35～10：25
3限目	10：35～11：25
4限目	11：35～12：25
給食	12：30～13：00
休憩	13：00～13：20
5限目	13：25～14：15
6限目	14：25～15：15
清掃	15：25～15：35
帰りの会	15：45～15：55
課外活動（部活動）	15：55～17：30
最終下校	～17：40

※火・木曜日は、清掃なし・部活動あり

（帰りの会終了 15：35 最終下校 17：40）

※月曜日は、清掃あり・部活動なし（5限まで）

5限目	13：25～14：15
清掃	14：25～14：35
帰りの会	14：45～14：55
最終下校	～15：05

生活について

◆登下校 ～安全第一～

- ①登下校の際は、決められた通学路を通り、交通法規とマナーを守る。
- ②見通しの悪い道や人通りの少ない道を避け、できるだけ複数の仲間で登下校する。
- ③登下校の時刻は厳守する。欠席、遅刻、早退、忌引きなどの連絡は朝の会までに保護者が学校に連絡する。(Home & Schoolでの連絡を推奨しています。)
- ④登下校の際、寄り道や買い食いはしない。
※事故に遭った場合は、すぐに、学校、家族等に連絡をとる。周りの大人の人に声をかけ、助けを求める。
※相手の名前や電話番号、車種やナンバー等、メモができたらしておく(記憶しておく)。

◆学習 ～学校は学習の場～

- ①ベル席を守る。
- ②入室の遅れや、途中退出する場合は、先生に申し出て、許可を得る。
- ③授業に必要なものを忘れた場合は、授業前に担当の先生に申し出る。
- ④授業中は学習に集中し、私語など他の迷惑になる行為はしない。
- ⑤休み時間は、次の授業の準備や移動の時間として使う。



◆校内生活 ～学校はみんなで過ごす場所～

- ①学校の設備や備品は大切に扱う。もし、破損した場合は速やかに申し出て、所定の手続きをとる。
- ②学習に不要なもの(スマホ・お菓子など)を持ってこない。現金等を持ってきたときは、登校後、速やかに担任または部活動のスタッフの先生に預ける。

◆休日等の生活

- ①友達同士で町外へ外出するときは、用件・行き先・同伴者名・帰宅時間等を保護者に伝える。また、出かける時の服装や行動面にも十分注意をする。
- ②深夜の外出や外泊は絶対にしない。
- ③ボウリング場やカラオケ店などの娯楽施設や遊技場への出入りは、必ず保護者の責任のもと、保護者等同伴とする。
- ④金品の貸し借りや物品の売買はしない。
- ⑤公共施設(コミセンや小学校)を利用する場合は管理者の許可を得て、使用後は責任を持って後始末をする。
- ⑥公園を利用する場合は、ルールやマナーを守り、周りの人に迷惑をかけるような遊びはしない。
- ⑦アルバイトは原則として禁止とする。
- ⑧事故発生の場合は、Home & Schoolで学校に連絡を入れる。

◆休業中の登下校

- ①休業中であっても、身なりや持ち物等は授業日と同様である。ただし、部活動参加の場合は、体操服または部活動ごとに統一された服装でもよい。
- ②昼食が必要な場合は弁当を準備・持参する。活動途中に購入するための外出は認めない。また、ゴミは自宅に持ち帰り処理する。

◆情報モラル

- ①インターネットを利用するときは、保護者と使い方についてよく話し合う。
- ②インターネット上に、名前、住所、顔写真などの個人情報や安易に載せない。
- ③インターネット上に、人の嫌がることや悪口を書き込まない。
- ④SNS等でのコミュニケーションでは、誤解を招いたり、真意が伝わらなかったりすることがあるので、言葉や内容には十分気をつける。

身なりについて

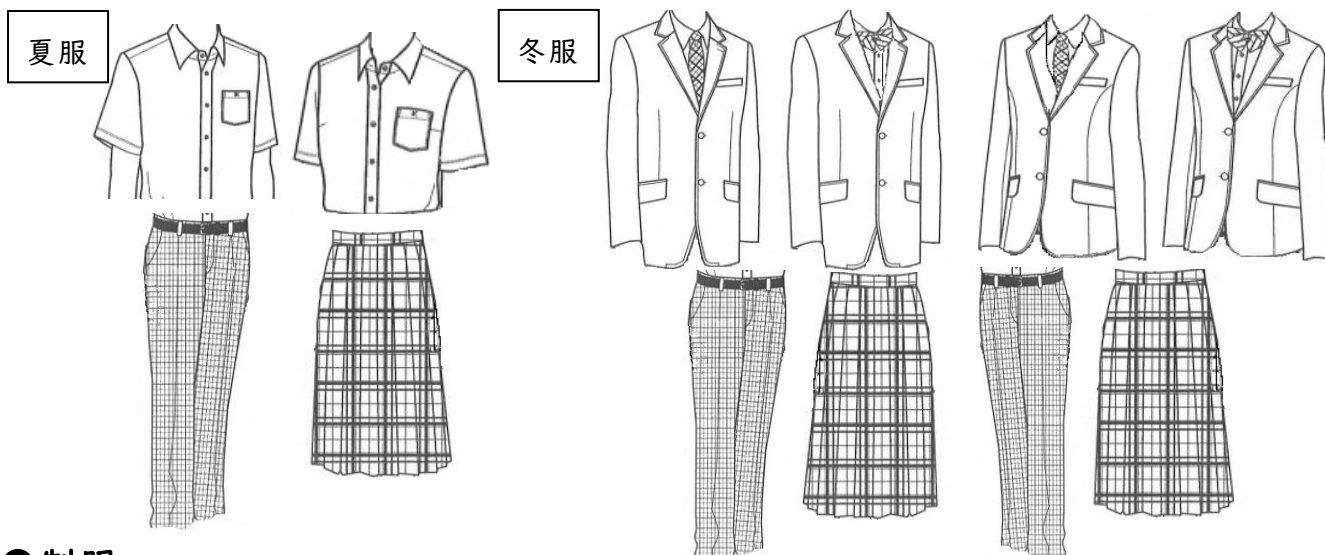
◆頭髪

- ・清潔で、学習や運動の妨げになるものにしない。
- ・染色、脱色、パーマなどの加工はしない。
- ・目がはっきり見える。
- ・後ろ髪が大きく襟にかかる場合、ゴム（黒、紺、茶）でとめる。

◆服装

※天候に合わせて、夏服、冬服を選択して着ることができる。

※以下のように上・下、ネクタイ・リボンを組み合わせて着ることができる。



●制服

上 衣	<ul style="list-style-type: none"> ・男女とも決められたジャケットを着用する。 ・名札（クリップ式）を必ずつける。 →ただし、校外では、防犯上の理由から名札はつけない。 ・ネクタイもしくはリボン ・指定の白シャツ（長袖） <p>※下着として白、黒、紺、ベージュ、グレー、薄だいだいの無地Tシャツやタンクトップを着用する。 →胸部ワンポイント（学生証程度の大きさまで）可</p>	
下 衣	<ul style="list-style-type: none"> ○ズボン ・ベルト（黒、紺、茶の単色） 無地で制服にふさわしい幅・材質 	<ul style="list-style-type: none"> ○スカート 丈の基準 膝頭が隠れる。 （悪天候時は、体操ズボンを着用して通学してよい。）
くつ下	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、紺の単色 →ワンポイント（500円玉程度の大きさまで）可、色ライン不可 	

●制服（夏服）

上 衣	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の白シャツ（長袖、半袖） ・名札（クリップ式）を必ずつける。 →ただし、校外では、防犯上の理由から名札はつけない。 ・ネクタイ、リボンはしなくてよい。 ※下着は冬服の時と同様とする。 ※学校指定のサマーベストを着用してもよい。 	
下 衣	<ul style="list-style-type: none"> ・ズボン(冬用、夏用どちらでも可) ・ベルト（黒、紺、茶の単色） 	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート(冬用、夏用どちらでも可)

●履き物

登校靴 冬季用	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で実用的な、靴またはスニーカー ・長靴 ・スノトレ ・ブーツ（かかとが高いものは不可） ※登校靴（冬季用含め）の色規制はない。 	
内履き 外履き	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のものとし、かかと部に記名する。 ・内履き（白地に青ライン）、外履き（白）。 ・令和7年度は、1年：緑色 2年：赤色 3年：黄色の靴紐を使用。 	

●防寒着等（冬季用）

	種類等	色	着用してはいけないもの
防寒着 (ジャケットの下)	<ul style="list-style-type: none"> ○セーター(Vネック) ○ベスト(Vネック) ○学校指定のサマーベスト 	単色無地 (ワンポイント可) 黒、紺、茶、グレー	×襟、袖、裾から出るもの
防寒着 (ジャケットの上)	<ul style="list-style-type: none"> ○コート類 ○部活動で購入したもの 	規制なし	×大きなプリントや刺繍のあるもの
防寒具	<ul style="list-style-type: none"> ○手袋○マフラー ○ネックウォーマー 	規制なし	×長すぎて巻き込まれる危険のあるマフラー

ストッキング、タイツ、スパッツ等は着用してもよい。（色は、黒色か肌色）

※ピアス、ネックレス、ミサンガ等の装飾品を使用したり、カラコン、毛染め、パーマ、化粧等で加工したりしない。

持ち物について

自分の持ち物はすべて記名し、自己管理する。

◆バッグ

バッグは両肩に背負えるリュックタイプとし、以下の点に留意する。

- ・多くの荷物が収容でき、一つにまとめることができる。
- ・両手が自由に使え、安全確保が容易である。
- ・生地については、防水性に優れたものが望ましい。
- ・色は単色、無地とし、学びの場にふさわしいものとする。
- ・バッグの取り違えを防ぐために付けるキーホルダーは1個とし、1辺が10cmの立方体に収まる大きさとする。

◆サブバッグ

部活動の練習着等が、バッグに入りきらないときは、実用的な「サブバッグ」を各自で準備する。

- ・ファスナーで開閉ができるタイプのものが望ましい。
(エナメルバッグ、スクールバッグなど、中身が見えないもの。)
- ・生地、色、デザインに関しては、上記の「バッグ」の規定に準ずる。
(ロゴマークのみなど、デザインがシンプルなもの。)

◆傘

- ・傘は実用的なものを使用する。
- ・傘立てについては、生徒玄関にある常設の学級別の傘立てを利用する。
- ・記名もしくは目印となるものをつける等して取り違えを防ぐ。

◆水分

健康管理のために、水分補給は大切であるため、お茶またはスポーツ飲料を家から持参することを推奨する。(年間を通して)

- ・水筒もしくはペットボトルに入れ、バック等の中にしまっておく。
- ・水分補給は活動時や指示された際(夏季)にとり、廊下等での飲み歩きはしない。
- ・持参した水筒やペットボトルは自己管理して、その日のうちに持ち帰る。

◆その他

下記の上記のものは、必要に応じて使用することができる。

- | | |
|------------|--------------------------|
| ・日焼け止めクリーム | ：無香料のもの |
| ・リップクリーム | ：薬用で無色、無香料のもの |
| ・制汗剤等 | ：無香料のもの(スプレー、スティック、シート等) |

自転車通学について

自転車通学は許可制とする。

(居住地は問わず申請ができる。)



- ①自転車通学許可は、保護者の同意のもと、下記の制約に従い、交通法規と交通マナーを守り、安全に通学することを約束した生徒だけに与えられる。

登録の際の誓約内容は以下のとおりである。

<誓約内容>

- ・交通法規と交通マナーをしっかり守る。
- ・通学用自転車は、学校の登録シールをはってある整備されたものに限る。
- ・乗車の際は、必ずヘルメットを着用し、バッグを背負い、規定の通学路を、左側一列で進行する。
- ・信号機のない交差点や踏切では、必ず一時停止し、左右の安全を確認してから通行する。
- ・横断歩道を渡るときは、自転車から降りて通行する。
- ・安全運転に心がけるとともに、並進や二人乗り、夜間の無灯火運転、傘さし運転などの法令違反行為(処罰対象)はしない。
- ・冬季の降雪、積雪及び路面凍結時には、自転車通学をしない。

- ②通学用自転車は実用的なものにする。駐輪場での転倒防止のため、スタンドは両立タイプとする。

(サイドスタンドは自転車小屋のスペースの関係で認めない。)

- ③サブバッグ等を載せるための荷台付のものとする。

- ④自転車の不正改造は認めない。(ハンドル、荷台等。)

下のイラストのような形状を
セミアップ・タイプといいます。



下のイラストのような形状を
オールランダー・タイプといいます。



自転車購入の場合は、どちらかのタイプを選ぶ。ハンドル以外は特に型の指定はない。また、色の指定もない。

- ⑤安全のため、バッグは必ず背負い、前カゴに入れることはしない。
⑥雨天時には、ポンチョやカッパ等を着用し、安全に留意して走行する。
⑦自転車の鍵には、目印となるキーホルダーを付け、記名しておく。

※福井県の条例で、自転車保険への加入が義務付けられています。加入については各家庭でお願いします。

部活動について

1 目的

- ① 部活動を通して、健全な心身をつくる。
- ② 部員相互の協力により、自主性・社会性・協調性・責任感などを身につける。
- ③ 学習と部活動を両立させ、自己のあらゆる可能性を伸ばす。

2 部活動の種類（R6年度現在）

- 陸上競技 ○男子バレーボール ○女子バレーボール ○男子卓球
- 女子卓球 ○男子バスケットボール ○女子バスケットボール
- サッカー ○軟式野球 ○女子ソフトボール（現在休部）
- 男子ソフトテニス ○女子ソフトテニス ○柔道（地域移行）
- 剣道 ○男子バドミントン ○女子バドミントン
- 吹奏楽 ○合唱 ○科学 ○茶道 ○文芸・書道
- 美術 ○情報・放送

※新体操・水泳については、大会の参加を認める。

3 入部について

- ① クラブ等社会体育に所属している生徒は、その活動を継続してよい。
- ② 新1年生は、次の流れで部活動を決定する。

（予定）

4月中 オリエンテーション → 見学期間 → 仮入部期間

4月下旬 正式入部

入部届に記入・捺印の上、担任を通した後、スタッフに提出する。

4 転部・退部について

- ① 転部を希望する時は、該当部活動スタッフ、担任、学年主任、保護者と十分に相談し、手続きを進める。
- ② 特別な事情により、退部を希望する場合も転部と同様の手続きをとる。

5 活動時間について

部活動ガイドラインに基づいて活動する。

<平日の活動について>

① 月曜日は、活動なし

② 火～金は、放課後～17:30までに終了 17:40最終下校

<休日の活動について>

① 活動の時間帯は8:00～17:00までの中とする。

② 部活動の登下校については、平日のきまりと同様とする。

③ 校舎への出入りは、体育館玄関を使用する。

④ 昼食等を買うために校外に出ることは禁止する。

⑤ 原則、土、日曜日のどちらか一日は休養日とする。

6 服装について

- ①運動部は、原則として体育時の服装か、部活動で定められた服装とする。
- ②文化部は、制服か体育時の服装、部活動で定められた服装とする。

7 活動場所について

- ①使用した教室・体育館・廊下・グラウンド・コート of 整備及び用具の後始末、整頓、窓しめ施錠を確実にし、掃除をして下校する。
- ②荷物は部活動ごとに定められた場所で保管し、整頓に心がける。なお、貴重品については必ずスタッフに預ける。

8 活動の休止について

- ①平日、週一回（原則、月曜日）。土日は、どちらか一日。
- ②原則として、担当スタッフが不在の場合
- ③テスト前に休止する期間がある。

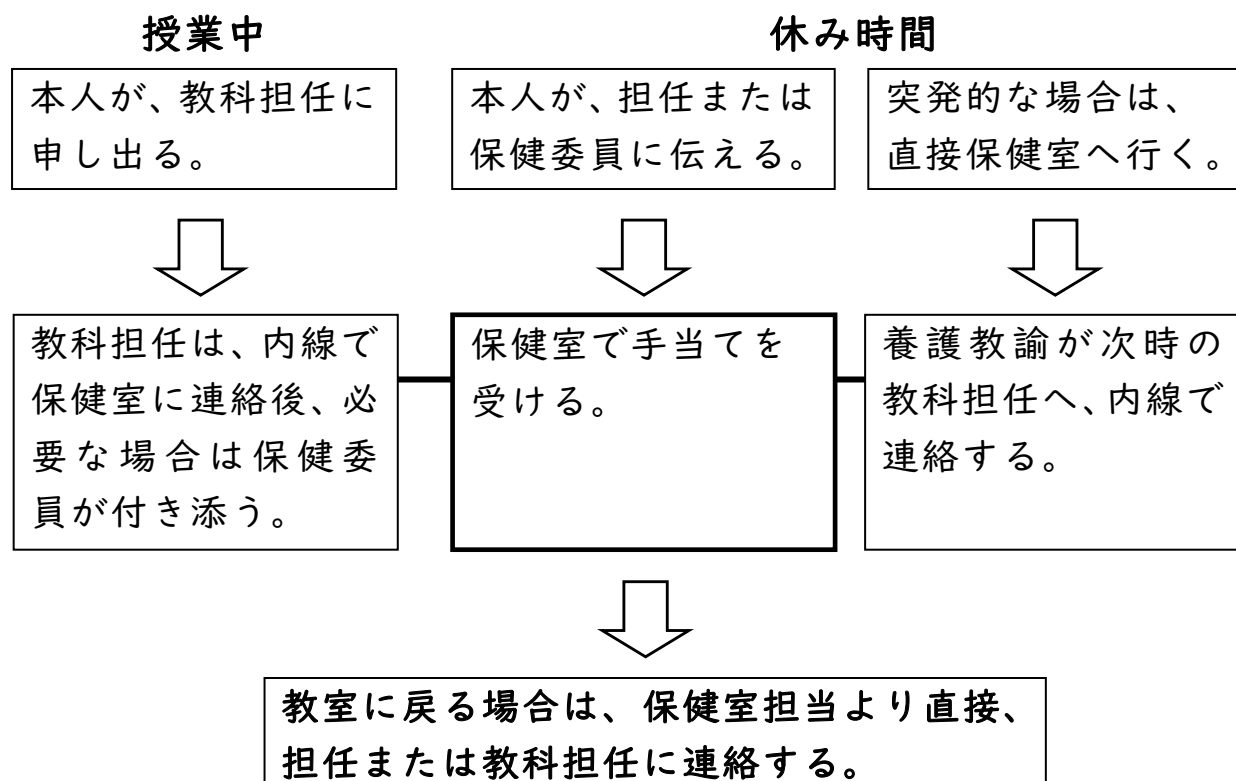
※ただし、休止期間と大会等が重なる場合は、保護者の承認（同意）および校長の許可のもと可能とする。

9 練習試合（遠征）・大会、コンクールへの参加について

- ①大会・練習試合に参加する時の服装は、制服または体操服とする。ただし、部活動ごとに定められた統一したものでもよい。
- ②現金・お菓子・ジュース類・その他不要なものは持参しない。
- ③出発の時刻等は厳守すること。欠席する場合は、必ずスタッフまたは学校に連絡する。
- ④マナーや礼儀をわきまえて行動する。

保健室利用のしかた

○体調が悪くなったり、ケガをしたりした場合には保健室を利用する。保健室利用の方法は下記のとおりとする。



- ①原則、保健室を利用する際は、授業中であれば教科担任に、休み時間であれば担任または保健委員等に申し出てから保健室へ行く。（誰にも告げずに一人で行かない。）
- ②体調の悪化や、突発的な傷病の場合は、健康を第一に優先し、すぐに保健室に出向き、養護教諭から教科担任に連絡してもらう。
- ③保健室では、傷病の様子を丁寧に養護教諭に話し、相談したり、手当てを受けたりする。
- ④保健室が閉まっている時は、職員室で手当てを受ける。

※保健室では、静かにする。
※内服薬はもらえない。
※1時間休養しても回復しない場合は、早退を考える。
※休養の場であって、遊び場ではない。ルールやマナーを守って利用する。

春江中学校生徒会規約

第1章 名称

第1条 本会は春江中学校生徒会と称する。

第2章 会員

第2条 本会は春江中学校生徒全員をもって組織する。

第3章 目的

第3条 本会の目的は生徒の健全なる自主的活動の促進をはかり、学校生活経験を通して将来よき社会人となる資質を養う事を目的とする。

第4章 会計

第4条 本会は運営費として毎月会費70円を納入する。その他特別の事情がある時は一定の金額を徴収する。

第5条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わりとする。

第5章 権限

第6条 本会員は生徒会としての権限と義務をもつものとする。

1. 各部委員の選出と解散。
1. 予算の決定と会費の徴収。
1. その他本規約に定められたこと。
1. 職員協議会の決定に基づいて一切の生徒会行事を行う。

第6章 役員

第7条 本会は次のような役員を置く。

1. 生徒会長 1名
1. 副会長 2名 前期 2年1名 3年1名
後期 1年1名 2年1名
1. 生徒会役員 4名
1. 生活委員長 1名
1. 交通委員長 1名
1. 文化委員長 1名
1. 保健委員長 1名
1. 体育委員長 1名
1. 整美委員長 1名
1. 図書委員長 1名
1. JRC委員長 1名
1. 給食委員長 1名

- ①生徒会長は会を代表し、会務を総括する。
- ②副会長は会長を助け、会長が事故ある時はその代理をつとめる。
- ③生徒会役員は運営のためそれぞれの事務にあたる。
- ④各委員長は委員会の意見をまとめ、執行委員会に提出し、行事予定表に基づいて計画的に自主的に行事を運営、実践する。
- ⑤役員は年間2期制とする。(10月中旬までは前期、3月までは後期)しかし再選をさまたげない。

第7章 選挙

- 第8条 生徒会長、副会長、生徒会役員は選挙で選ばれる。
- 第9条 選挙はすべて選挙管理委員会の管理の下に行われる。
- 第10条 選挙管理委員会は、3月の選挙は2年各学級委員長で、10月の選挙は3年各学級委員長で選挙実施14日前に構成する。
- 第11条 管理委員長は管理委員の互選による。
- 第12条 生徒会長、副会長、生徒会役員に立候補しようとする者は関係教員の承認を必要とする。
- 第13条 候補に立った者は選挙7日前までに管理委員長あて申し出る。
- 第14条 管理委員長は候補者の氏名を選挙の7日前に全会員に通知する。
- 第15条 立候補者のポスターの大きさ数量は管理委員会において定め、立会演説会の日時及び投票日を全員に通知する。
- 第16条 当選は投票数を立候補者で割った数の5割以上あればよい。
- 第17条 生徒会長、副会長、生徒会役員、常任委員長は、前期は前年度3月初め3週間以内、後期は10月初め3週間以内に選出する。

第8章 機関

- 第19条 生徒会の機関は次のように分ける。
1. 生徒総会は本会最高の権限と責任をもつ機関である。
 - I 定期総会は5月、11月にそれぞれ1回ずつ開催する。
 - II 代議員会が必要と認めた時、または会員全員の3分の1以上の要求があれば会長は臨時総会を招集する。
 - III 総会の必要定員は全会員の3分の2以上とし、決議にはその過半数の賛成を必要とする。
 - IV 総会の議長は執行部が会員の中から選び、会員の過半数の賛成でこれを承認する。
 - V 議長は総会の招集と議題を5日前に告示する。
 2. 執行委員会は、総会提出議案の協議並びに各常任委員会の連絡提携を行う。
 3. 代議員会は、各学級委員、執行部をもって構成し、会の行事計画、実施について審議し、決議する。なお議長が必要と認めた場合は、関係者の出席を認める。
 4. 執行部は生徒会長、副会長、書記、会計をもって構成し、会務を執行する。
 5. 生活委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、生徒の言動の実態を調査し、風紀を正しくすると共に、生活態度の向上や正しい身なりなどに関する計画、実践、経理をつかさどり、生徒全体に規律ある学校生活を送れるように活動する。
 6. 交通委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、生徒の登下校の際の安全指導、自転車の整備・点検などの活動をする。
 7. 文化委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き文化活動、生徒会誌発行に関する計画、実践、経理をつかさどり、生徒全体の文化水準の向上のために活動する。
 8. 保健委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、保健に関する計画、実践、経理をつかさどり、生徒全体の保健衛生の態度の向上のために活動する。

9. 体育委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、体育に関する計画、実践、経理をつかさどり、生徒全体の体力向上のために活動する。
10. 整美委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、校舎内外の美化、花壇の運営・管理に関する計画、実践、経理をつかさどり、生徒全体の美意識の向上のために活動する。
11. 図書委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、図書館の運営、図書の貸し出し、読書指導等の計画、実践、経理などにあたり、図書館を利用しやすくするために活動する。また、学級文庫の経営に当たる。
12. JRC委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、親善、奉仕等に関する計画、実践をつかさどり、生徒全体のJRC精神を向上するよう活動する。
13. 給食委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員をもって構成し、随時会議を開き、給食に関する計画、実践、経理をつかさどり、全生徒の健康増進のために活動する。

第20条 生徒会議決事項の実施は、全校生徒に関係あるものは、職員協議会の賛同により、必要のないものは担当職員の賛同により、学校の許可を得てこれを実施する。

第9章 細則

第21条 必要あるときは本会運営にあたり、細則を定めて事項することができる。

第10章 修正

第22条 本規約は代議員会の審議を経て、総会と職員協議会の承認を得なければ変更できない。

第23条 本会の修正は書式によって提出し、代議員会はこれを取り上げて、3分の2以上の多数決によって可決し、全会員の4分の3以上により可決され、最後に校長が承認して有効となる。

付記

昭和57年3月	一部改正
昭和63年3月	一部改正
平成元年2月	一部改正
平成26年4月	一部改正
平成27年1月	一部改正
令和6年5月	一部改正

生徒会組織図

